別表（第３　関係）

※　次に掲げる表の関連図書及び条項の欄において、契約書を「契」と、土木工事共通仕様書を「共仕」と、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を、「適正化法」と、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を「適正化指針」と表記している。

項目	業務内容	関連図書及び条項
1.　契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	契第１条 共仕 1-1-1-3
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕 1-1-1-4
(3) 施工体制の把握	「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号）により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法第 14 条 適正化指針 4.(3) 共仕 1-1-1-10
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契第９条 共仕 1-1-1-6
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	①　契約書第 18 条第１項の第１号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。 ②　前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。	契第 18 条 共仕 1-1-1-6
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契第 18 条
(7) 関連工事との調整	関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契第２条
(8) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第 11 条 共仕 1-1-1-24

項目	業務内容	関連図書及び条項
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕 1-1-1-15
(10) 契約担当者への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施行を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	契第 20 条 共仕 1-1-1-13
	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。	契第 17～21 条 契第 43 条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契第 27 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者へ報告する。	契第 29 条 共仕 1-1-1-38
	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契第 29 条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	契第 28 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者へ報告する。	契第 33 条 共仕 1-1-1-22
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者へ報告する。	契第 34 条 契第 40 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者へ報告する。	契第 37 条 契第 41 条

項目	業務内容	関連図書及び条項
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当者への措置請求を行う。	契第 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第 47 条第 1 項、第 47 条の 2 第 1 項及び第 48 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置請求を行う。	契第 47 条 契第 47 条の 2 契第 48 条 契第 49 条
	② 受注者から契約の解除の通知をうけたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	契第 50 条
	③ 契約が解除された場合は、既済部分を行い、契約担当者へ報告する。	契第 51 条
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示	共仕 1-1-1-37
	② 既設構造物の把握	
	③ 支給（貸与）品の確認	共仕 1-1-1-16
	④ 事業損失防止家屋調査の立会	
	⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握	共仕 1-1-1-35
	⑥ 工事区域用地の把握	契第 16 条 共仕 1-1-1-7
	⑦ その他必要な事項	
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会、又は確認を行う。	契第 13～14 条 共仕第 2 編第 1 章第 2 節
(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員が指定した工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	契第 14 条
(4) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書に示された施工段階において、臨場等により確認を行う。	共仕 3-1-1-6

項目	業務内容	関連図書及び条項
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕 1-1-1-18
(7) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。 ② 契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契第 17 条
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。	契第 15 条 共仕 1-1-1-16
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	

項目	業務内容	関連図書及び条項
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕 1-1-1-17
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契第 26 条 共仕 1-1-1-41
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、工務課に報告する。	共仕 1-1-1-29
(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として主任監督員、一般監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査に立会を行う。	契第 31 条 共仕 1-1-1-20 共仕 1-1-1-21
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当者の指定する検査日を請負者に対して通知する。	共仕 1-1-1-20 共仕 1-1-1-21